

保育所入所申込書

※第	号
----	---

年 月 日

南相木村長 様

保護者住所 南相木村 番地

氏名 印

(電話 — —)

保育所への入所について下記のとおり申し込みます。

なお、保育料算定のため、同一世帯の住民基本台帳及び町民税等課税資料を閲覧することを承諾します。

入所児童	ふりがな 氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日生 年4月1日現在 歳
支給認定	1号認定・2号認定・3号認定	保育必要量	父	保育標準時間・保育短時間
			母	保育標準時間・保育短時間
入所を希望する保育所名	第1希望 保育所(希望理由)			
	第2希望 保育所(希望理由)			
保育の利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
希望する保育時間	1 利用曜日 曜日から 曜日まで 2 利用時間 時から 時まで			
保育の利用を必要とする理由	両親等：()内に該当する下記の番号を記入してください →：父()・母() 1 家庭外労働 2 家庭内労働 3 妊娠・出産等 4 疾病・負傷・障害 5 病人の看護等 6 家庭の災害 7 求職活動中 8 就学中 9 虐待やDVのおそれがあること 10 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 11 その他()			

氏名 (入所児童は除く)	入所児との続柄	生年月日	性別	職業	勤務先	前年度分(当年度分)町民税課税の有無	備考
		・ ・	男・女			有・無	
		・ ・	男・女			有・無	
		・ ・	男・女			有・無	
		・ ・	男・女			有・無	
		・ ・	男・女			有・無	
		・ ・	男・女			有・無	
生活保護の状況		適用なし 適用あり(年 月 日保護開始)					

※村記載欄	入所申込の承諾	保育の利用の要否	保育の利用期間		保育の利用を必要とする理由番号
		要・否	年 月 日から 年 月 日まで		両親等：() ()
		年 月 日承諾			
		支給認定 1号・2号・3号	入所保育所	南相木村保育所	
			保育必要量	保育標準時間・保育短時間	

○ ※印の欄には記入する必要がありません。○字は楷書ではっきりと書いてください。

記入上の注意

1. 「入所児童」の欄は氏名にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2. 支給認定区分：1号認定 児童が満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合
2号認定 児童が満3歳以上で、保育所等での保育を希望される場合
3号認定 児童が満3歳未満で、保育所等での保育を希望される場合
該当する区分を○で囲んでください。
3. 保育必要量：保育標準時間：1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間
保育短時間：1日8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間
どちらかを○で囲んでください。
4. 「入所を希望する保育所名」は、希望する順位に保育所名を記入し、希望する理由（例えば、既に兄が入所しているため、延長保育を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。
5. 「保育の利用を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの4の「保育の実施を必要とする理由」に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。（継続入所の場合には1年で記入してください。）
6. 保育所へ入所できる基準は下記の表に掲げるような場合で、「保育の利用を必要とする理由」欄については、（ ）内に両親（両親と別居している場合には現在児童の面倒を見ている者）が下表の（1）から（10）のいずれかに該当するか記入し、その具体的な状況を同欄に記入してください。（例えば、（1）（2）に該当する場合は、勤務先・就労時間・就労日数等、（3）では具体的状況、（4）では疾病名や治療見込期間等、（5）では看護している病人等の疾病名や治療見込期間等、（6）では災害の程度・復旧見込期間等）尚、具体的な状況を確認できる書類があれば添付してください。
7. 「入所児童の世帯員」の欄は、同居している親族等全員について記入すると共に、「性別」・「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- （1）就労（家庭外労働）：児童の親が家庭の外で仕事をする事が常時なので、その児童の保育ができない場合
- （2）（自営業・農業）：児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をする事が常時なので、その児童の保育ができない場合
- （3）（母親の出産等）：親が出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
- （4）（保護者の疾病等）：病気・負傷・障がいなどの理由により、その児童の保育ができない場合
- （5）（病人の看護等）：その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある者がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- （6）（災害復旧）：火災・風水害・地震などの災害により、家を失ったり、破損したためその復旧の間児童の保育ができない場合
- （7）（求職中）：現在就職先を探している場合（ハローワークの証明書添付）
- （8）（就学）：保護者が就学等で保育ができない場合
- （9）（DV）：配偶者からの暴力により保育が困難である場合
- （10）（他子の育児休業中）：育児休業の対象となった他の児童の世話をするため、その児童の保育ができない場合
- （11）その他村長が必要と認める特別な場合